

登録業者の皆様へ

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等の見直しについて(お知らせ)

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル等が改正されたため、建設工事並びに測量、調査及び設計業務委託に係る「最低制限価格等」について、以下のとおり見直します。

1. 改正内容

(1) 建設工事の取扱いについて

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定範囲を改正する。

現 行	改 正 後
上限：「100分の <u>90</u> 」	上限：「100分の <u>92</u> 」
下限：「100分の <u>70</u> 」	下限：「100分の <u>75</u> 」

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式（**算定式の変更なし**）

予定価格の下限

$$\left(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\% \right)$$

予定価格の上限

建築積算体系（土木、下水道積算体系は除く。）の建築一式・電気・管等の直接工事費等の対象額の運用を改める。

直接工事費の対象額：直接工事費 - (直接工事費の10%)

現場管理費の対象額：現場管理費 + (直接工事費の10%)

共通仮設費、一般管理費等については、変更なし

(2) 測量、調査及び設計等の業務委託について

地質調査業務の諸経費の参入率を引き上げる。

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	-

建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 100分の60 を乗じて得た額	諸経費の額に100 分の60を乗じ て得た額
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額 に100分の48 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 100分の90を 乗じて得た額	解析等調査業務費 の額に100分の 80を乗じて得た 額	諸経費の額に100 分の45.48 を乗じて得た額
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額 に100分の45 を乗じて得た額

測量業務、地質調査業務に係る設定範囲を改正する。

ア 測量業務に係る設定範囲を「100分の60から100分の82」の範囲内とする。

イ 地質調査業務に係る設定範囲を「3分の2から100分の85」の範囲内とする。

ア、イ以外の業種の設定範囲は「100分の60から100分の80」の範囲内で変更なし。

2 実施時期

令和元年7月1日以後に入札公告又は指名通知を行う契約検査室所管に係る建設工事並びに建設工事に係る測量、調査設計及び業務委託の入札案件等から適用する。

【お問合せ】 大牟田市企画総務部 契約検査室契約担当

TEL : 0944 - 41 - 2590

FAX : 0944 - 41 2592